

III 耕地の部

この部には、耕地面積及び耕地の拡張・かい廢面積及び耕作放棄地に関する統計を収録した。

1 耕地面積、耕地の拡張・かい廢面積

ここに収録した統計は、「作物統計調査」の結果であり、調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

本調査は、農業の生産基盤である耕地の実態を把握し、生産対策、構造対策のほか、土地資源の有効利用など各種土地利用行政の企画・立案の資料並びに行政効果を判定するための資料を作成することを目的としている。

(2) 調査の対象

全国の田耕地及び畠耕地を対象としている。なお、近畿における調査対象数は以下のとおりである。

標本数：3,060

巡回・見積り：198市町村

(3) 調査期日

耕地面積：平成24年7月15日現在

耕地の拡張・かい廢面積：平成23年7月15日～24年7月14日

(4) 調査方法

ア 耕地面積

近畿の耕地とその周辺にある開墾可能な土地を約2haとなるよう区切って編成した約13万の単位区から抽出された「標本単位区」に対し、職員又は調査員が対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定を行う。対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、職員による巡回・見積り、関係機関からの情報収集、空中写真等の利用によって補完を行う。

イ 耕地の拡張・かい廢面積

職員による巡回・見積り、関係機関の資料、空中写真等の利用によって実施している。

(5) 定義及び用語の解説

ア 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

(ア) 本地

直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。

(イ) けい畔

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のこと

で、田の場合、たん水設備となる。

(ウ) 田

たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。

(エ) 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

(オ) 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物、又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。

(カ) 樹園地

畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、たけのこ栽培を行う竹林を含む。

(キ) 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とするものをいう。

イ 耕地の拡張(増加要因)

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培しているか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態をいう。

拡張は、開墾、干拓・埋立て、復旧によって生じる。田畠別に見た場合は、田畠転換によっても生じる。

(ア) 開 墾

山林、原野、牧野、池沼（公有水面を除く。）又は雑種地を耕地にすることをいう。宅地、塩田等を耕地とする場合もこれに含めた。

(イ) 干拓・埋立て

湖沼、その他の公有水面を、干拓又は埋立てして耕地とすることをいう。

(ウ) 復 旧

自然災害によってかい廢した耕地が再び耕地となることをいう。

砂利採取地からの復旧もこれに含めた。

ウ 耕地のかい廢(減少要因)

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廢は、自然災害、人為かい廢によって生じ

る。田畠別に見た場合は、田畠転換によっても生じる。

(ア) 自然災害

山くずれ、河川決壊等の災害により、耕地が流失、埋没、陥没あるいは土砂流入によって、耕地としての利用ができなくなったものをいう。

(イ) 人為かい廢

工場用地、道路・鉄道用地、宅地等及び農林道等への転用、植林、その他（うち耕作放棄）に区分され、その内容は以下のとおりである。

① 工場用地

主に工場用地としてかい廢するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線などの施設用地も含む。

また、鉱業、建設、電気、ガス、水道関係の施設用地も含めた。

② 道路・鉄道用地

主に産業輸送に使用する道路、鉄道用地としてかい廢するもので、農林道を除く道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。

また、航空、港湾関係の施設用地、農業用水路以外の水路用地も含めた。

③ 宅地等

主に住宅、学校用地及び公園、その他の公共用社会福祉施設、会社等の厚生福祉施設用地としてかい廢するものである。

また、卸売、小売などの商業用地、墓地及びゴルフ場なども含めた。

④ 農林道等

主に農林業自体に使用する道路、用排水路用地としてかい廢するもので、農業資材置場、農産物貯蔵庫、農業用倉庫、共同選果場、乾繭場など農業用施設用地を含む。

また、養魚池、網干場なども含めた。

⑤ 植林

人工造林（種子の直まきを含むが、苗木の栽培は含まない。）で山林としたものである。

⑥ その他

耕作放棄（耕作の用に供されていたが、耕作し得ない状態（荒地）、水没地及び河川用地となったものである。

転用先不明のものもこれに含めた。

エ 田畠転換

田が畠に、畠が田に現況の地目が変換することをいう。

田畠転換は、耕地内の田（畠）から畠（田）への転換であり、田畠別には拡張・かい廢の面積に

計上しているが、田畠計では実質上の拡張・かい廢面積とはならないものである。

オ 農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率

作付（栽培）延べ面積とは、作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする季節区別野菜など同一ほ場に2作以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とする。

また、耕地利用率とは、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合をいう。

(6) 市町村別データ利用上の注意

ア 市町村別データは、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成するうえで精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」は都道府県値を求めるために設計されている。

イ 耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない（属地統計）。

ウ 数値は、四捨五入しており、市町村値の計が府県値と一致しないことがある。

2 耕作放棄地

ここに収録した統計は、「2010年世界農林業センサス」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的
(2) 調査期日
(3) 調査方法
- 5ページの「II 農業構造の部」の解説を参照されたい。
(4) 定義及び用語の解説

ア 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

イ 販売農家、自給的農家、土地持ち非農家

6ページの「II 農業構造の部」の解説を参照されたい。

この部についての照会先

1については、

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9650

2については、

経営・構造統計課 電話 (075) 414-9630